

資 料

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成十一年十二月二十二日法律第六十号

前文

第一章 総則(第一条 第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条 第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条 第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布
の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

男女共同参画に関する年表

年	世界の動き	日本の動き	群馬県の動き	富岡市の動き
1975(昭和50)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ) ・「世界行動計画」の採択 ・「国連婦人の十年」(1976~1985) 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進会議開催 		
1977(昭和52)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」策定 		
1979(昭和54)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・県民生活部婦人児童課に婦人対策係を設置 ・群馬県婦人問題懇談会設置 	
1980(昭和55)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 		<ul style="list-style-type: none"> ・「新ぐんま婦人計画」策定 	
1981(昭和56)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画後期重点目標」策定 		
1985(昭和60)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」最終年世界会議(ナイロビ) ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国籍法」改正 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准 		
1987(昭和62)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定 		
1990(平成2)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 			
1991(平成3)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新ぐんま2010」の中に女性政策を主要な柱として位置づけ策定 	
1993(平成5)			<ul style="list-style-type: none"> ・「新ぐんま女性プラン」策定 	
1994(平成6)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画室、男女共同参画審議会(政令)、男女共同参画推進本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民生活課に女性制作室設置 	
1995(平成7)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議(北京) ・「北京宣言及び行動要領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化) 		
1996(平成8)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 		

年	世界の動き	日本の動き	群馬県の動き	富岡市の動き
1997(平成9)		・男女共同参画審議会設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「介護保険法」公布		
1998(平成10)				・市民生活部生活環境課女性政策係設置 ・男女共同参画に関する市民意識調査実施
1999(平成11)		・「男女共同参画社会基本法」公布・施行	・「99新潟・福島・群馬三県女性サミット」を群馬県で開催	・女性政策検討委員会・推進会議(庁内)設置
2000(平成12)	・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) ・「政治宣言」「成果文書」採択	・「男女共同参画基本計画」策定		・「富岡市男女共同参画プラン」策定
2001(平成13)		・男女共同参画会議、男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」施行 ・第1回男女共同参画週間	・「ぐんま男女共同参画プラン」策定	
2003(平成15)		・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」		
2004(平成16)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律「DV防止法」一部改正	・「群馬県男女共同参画推進条例」施行	
2005(平成17)	・国連「北京+10」世界閣僚級会合(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定		・「富岡市男女共同参画プラン」の進捗状況調査実施
2006(平成18)		・男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」	・「群馬県男女共同参画基本計画(第2次)」策定	・男女共同参画推進委員会・庁内推進委員会設置 ・男女共同参画に関する市民意識調査実施
2007(平成19)		・「男女雇用機会均等法」改正		
2008(平成20)				・女性団体、企業、企業で働く女性の方問意識調査実施
2009(平成21)				・「富岡市男女共同参画基本計画」策定

基本計画策定の経過

年 月	富岡市男女共同参画庁内 推進委員会	富岡市男女共同参画 推進委員会	事務局
平成19年 5月	第1回会議 ・市民意識調査の結果報告 ・計画策定の進め方について	第1回会議 ・新委員の委嘱 ・市民意識調査の結果報告 ・計画策定の進め方について	第1回会議通知発送 スケジュールの作成
6月			市民意識調査報告書印刷製本の発注
7月			市民意識調査報告書の納品
8月	市民意識調査報告書の配布	市民意識調査報告書の配布 (郵送)	市民意識調査報告書をホームページで公開
9月			広報とみおかにて市民意識調査報告書抜粋を掲載
10月			男女共同参画計画に係る情報収集
平成20年 4月	名簿変更(機構改革・人事異動)	変更委員確認(団体・議会)	・庁内名簿変更(機構改革・人事異動) ・庁外名簿変更(選出団体役員改選等) ・審議会委員会等構成調査依頼及び取りまとめ
5月			・審議会委員会等委員構成調査報告 ・他市計画等情報収集
6月			・女性団体、企業、企業で働く女性訪問意識調査準備
7月	第2回会議 ・推進に係る経過報告について ・計画の骨子(案)について ・主要施策の取り纏めについて ・今後の計画策定予定について		・女性団体、企業、企業で働く女性訪問意識調査実施 ・第2回会議通知発送 ・主要施策見直し依頼及び取りまとめ
8月		第2回会議 ・委嘱状の交付(継続) ・推進に係る経過報告について ・計画の骨子(案)について ・今後の計画策定予定について	・女性団体、企業、企業で働く女性訪問意識調査結果の報告 ・計画素案作成準備
9月			↓

10月	第3回会議 ・男女共同参画基本計画(案)の協議・調整について ・今後の予定について		・第3回会議通知発送 ・計画素案委員会修正箇所調整及び変更作業 ↓
11月		第3回会議 ・男女共同参画基本計画(案)の協議・調整について ・今後の予定について	・計画素案まとめ ・第4回会議通知発送
12月	第4回会議 ・男女共同参画基本計画(案)の協議・最終調整について ・今後の予定について	第4回会議 ・男女共同参画基本計画(案)の協議・最終調整について ・今後の予定について 市長へ基本計画(案)を提言	・計画素案の最終原稿作成
平成21年 1月			・「男女共同参画基本計画(案)」の決定
2月			・「男女共同参画基本計画(案)」のパブリックコメントの実施 ・「男女共同参画基本計画」の決定
3月			「男女共同参画基本計画」策定

富岡市男女共同参画推進委員会要綱

平成18年6月1日

告示第140号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の形成に向けて、広範囲にわたる各分野からの意見を反映させ総合的に政策を推進するため、富岡市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、男女共同参画計画の策定その他男女共同参画の推進に関することについて協議し、提言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、男女共同参画の推進に関し適当と認める者を市長が委嘱する。

3 この委員会とは別に、男女共同参画の推進に係る庁内関係部課長職をもって委員会を開くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部安全安心課において処理する。

(平20告示9・一部改正)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年8月1日から施行する。

附 則(平成20年3月26日告示第9号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

富岡市男女共同参画推進委員会委員名簿

任期 平成20年8月1日～平成22年7月31日

	分野	氏名	所属	備考
1	議会議員	吉井洋二	市議会議員	
2	教育	碓井敦子	小学校長会代表	
3		瀬下清澄	中学校長会代表	
4	労働	原裕樹	連合群馬富岡地域協議会代表	
5	経営	佐藤三千子	富岡商工会議所代表	委員長
6		青木重男	富岡市妙義商工会代表	
7	青年	磯田哲也	富岡青年会議所代表	
8	農業	中西豊子	J A甘楽富岡女性会代表	
9	子育て	秋山光弘	小中学校PTA連合会代表	
10		松井陽子	保育部会代表	
11	人権	茂木公子	人権擁護委員代表	
12	福祉	金庭孝子	民生児童委員協議会代表	
13		神戸良子	社会福祉協議会	
14	地域	下田裕紹	区長会代表	
15	国際交流	松井則幸	国際交流協会代表	副委員長
16	女性団体	金田康子	富岡市婦人会連合会代表	
17		有賀伸子	富岡女性懇談会代表	

富岡市男女共同参画庁内推進委員会要綱

(設置)

第1条 富岡市男女共同参画推進委員会要綱(平成18年富岡市告示第140号)第3条第3項の規定に基づき、富岡市男女共同参画庁内推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を行う。

- (1) 男女共同参画に関する調査研究及び事務調整に関すること。
- (2) 男女共同参画計画策定のための立案及び調整に関すること。
- (3) 男女共同参画政策の総合的かつ効果的な推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる庁内の関係部課長職をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 総務部長
- (2) 副委員長 委員長が委員の中から指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の座長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部安全安心課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

富岡市男女共同参画庁内推進委員会委員名簿

平成20年度

	職 名	氏 名	備 考
1	総務部長	神部 定雄	委員長
2	市長公室長	桜井 豪樹	
3	地域振興課長	岡田 一巳	
4	職員課長	三澤 勝	
5	市民課長	横尾 恵子	
6	企画経営課長	尾高 良行	
7	財政課長	須藤 良夫	
8	環境政策課長	吉澤 和雄	
9	福祉課長	田中 道成	
10	高齢介護課長	松本 義男	
11	国保年金課長	鈴木 俊明	
12	健康推進課長	森 あや子	副委員長
13	工業課長	橋本 久和	
14	商業観光課長	小林 浩司	
15	農林課長	梅澤 進	
16	都市計画課長	吉江 久雄	
17	議会事務局次長	小島 芳雄	
18	学校教育課長	服部 幸雄	
19	こども課長	澤 貴雄	
20	スポーツ課長	坂田 悦一	
21	生涯学習センター館長	新藤 久美子	
22	ガス水道局管理課長	塩津 薫	

事務局

職 名	氏 名
総務部安全安心課 課長	武田 孝雄
総務部安全安心課 主幹兼係長	岩瀬 真一
総務部安全安心課 主任主査	市川 和男

市民意識調査（平成18年9月29日から10月20日実施）から自由意見抜粋

<男女平等意識について>

男女共同社会と言われているが、まだまだ日本は女性に対して差別意識があると思う。女性は人生において結婚・出産など男性に比べ、仕事の支障となることが多い。支障と考えることなく働いていける（出産後の再就職などの働き方）社会を築いていくことが大切だと思う。（20代女性）

このアンケートは男女平等でなければならないような意識が強いが、個人的には男女平等でなければいけないこと、男女平等だといけないうことを理解すべきと考える。この世界には男でなければできないこと、女でなければできないことがあるからだ。たとえば、電車の車両には女性専用車両があるように、必要だから存在するものが「男女平等だから必要ない」ということになりかねない。一辺からではなく多角的に物事を捉え家庭の子育て、学校教育に取り入れることが重要なのでは？と感じる。（20代男性）

若い人たちは比較的男・女の違いを気にせずに生活していると思う。しかし年配の方々には昔の考え方から、女の方が仕事に出ること、男の人が家事・育児することに抵抗があると思う。自分も平日に男の人が公園で子供と遊んでいたりしたら、何をしている人だろうと思う。やはりまだ外国のように法も整備されていないので、ある程度の男女への見方の差は仕方ないと思う。（20代男性）

男女平等は意識の持ち方で変えられてくると思います。[男性にはできない]や「女性にはできない」というのではなく「男性だからできる」「女性だからできる」という考え方をうまく組み合わせることで、よりよい環境作りができるのだと思います。（30代男性）

男女の性別に関わらず、個人が自分の生き方を自由に選択できる社会が理想だと思います。ただ、そのために子どもが犠牲になることは避けなければならないと思います。そのために色々な働き方や育児制度、保育施設、の充実など必要なことはたくさんあるはずで、それに、子供は母親が育てるのが最良とか、小さいうちは母親のもとで育てるべきという考え方よりも、子どもは地域で育てるという考え方が広まり、子どもを預けて働く女性を後押しして欲しいです。（30代女性）

普段は男女平等や男女共同参画などあまり意識していませんが、このアンケートをいただき、妻にも参考に意見を聞いてみると、思わぬところで夫婦の話し合いの時間を持つことができました。多少なりとも男女共同参画を考えるよい機会となりました。今後は意識を高めていきたいと思っております。（40代男性）

男女すべて平等にはならない。女性には女性の、男性には男性の天性がある。それが女らしさ、男らしさに繋がるのではないのでしょうか。すべてに女性が進出するのではなく、それらを踏まえた上で男女が共に手を携えていく。知識は共有しながら、互いを認め合えれば平等であり、共同参画になるのだと思います。そんな富岡市になって欲しいと思います。（40代女性）

色々な意味で平等になってきていると思います。しかし、本当の意味での平等は何かということが忘れられているのではないのでしょうか？体格、力という視点では男性が優位で、出産という事では女性はかなり負の部分を負っています。これら全てを総合的に考えた上での平等を考えて欲しいと思います。そして、自分自身も考えながら意識改革をしていきたいと思います。介護の事、少子化の事、本腰を入れた対策をとって欲しいです。外国ばかりにいり顔をして国を守る考えは賛成できません。経済の二極化を防ぎ、安心して暮らせる社会の中で、平等になることを願っています。（50代女性）

男女共同参画社会は望ましい社会のあり方と思いますが、子育て中の男女の共同参画には、大きな視点からの配慮が必要だと思います。幼い子供たちが、長時間保育施設等で過ごすことは、子供が安心してくつろげる時間が減ることになり、精神衛生上も好ましくないとされます。弱者にしわ寄せすることのないような共同参画を願っています。生物学上の性差を認識した上での男女平等の普及を目指すことが大切だと思います。(60代女性)

「天は人の上に人をつくらず人の下に人をつくらず」とか申しますが、今の日本は勝ち組・負け組みとかを世論があり、男女共同参画社会にはほど遠い社会が現実ですが、一步一步努力して、男女共同参画社会を実現させて行くことが大切ですね。(60代男性)

<結婚・家庭感>

私は親譲りの古い習慣で家事等は一切やってません。女房も仕方ないと思っているのでは・・・私も内心誠にわがままで申し訳ないと思っています。勝手の、昔のしきたりの改善を望みます。なお、私一人だけで書きました。(70代男性)

<子育て>

男性トイレにもオムツ替えのベッドをつけたほうがよいと思います。(20代女性)

子育てについての母親の重要性を考えると、幼少期の離職はある意味で必要なことと思う。子育てがある程度済んだ段階で復職できたり再就職できる社会でありたい。平等性のみを考えていると子供の健全な成長にひずみが生じ社会全体の問題となると考える。これは男女の性差による役割分担で、差別ではないと思っている。子供の成長に父親では肩代わりできない部分を理解して共同参画を進めたい。(50代男性)

男性がもっと子育てに関われる社会制度の充実をと思う。外国では男性の育児休暇(有給で)が義務づけられている所もある。そうならないと真の男女平等にならない。特に、群馬県は、高校が男女別学でなぜ共学校にならないのか、その辺も平等意識に問題ありと思う。男女別なく人格が尊重され、正当な待遇と報酬が得られ、名実ともに平等な社会の構築に努めていただければ、活力あるまち(市)になること請け合いです。(60代女性)

<仕事と職場>

男と女で基本給のスタートが違うのはおかしいと思う。力の差はあるけれど、仕事ができるできないは男と女関係ないし、金額に差をつけるべきではないと思う。自分よりも仕事ができない男性でも、仕事の内容で給料が上になるのが不満。男の人は仕事をする上で、女の人を下に見がちだと思う。(20代女性)

会社の経営者や上の方が「女だろう」という固定概念持っているのを少しでも減らし、産休や子供のための休みなどをもっと理解し社員もある程度増員し、休みの際の対応をする必要がある。そのための必要な予算を会社だけでなく行政がそういう会社に優先的に援助していくことも重要ではないか。富岡市がいち早く他の市町村よりこういう対策をとり条例を策定していけば、注目されていくと思う。予算が限られているので大変だと思うが実行して欲しいと思う。(30代男性)

女性には出産・育児があるという事を前提とした男女平等が欲しい。私の会社は育児休業は個人は自由にとりたいと取ったものだから、昇給させない・昇格させないといった制度です。確かに子供が欲しく育児休業をとり勤め続けていますが、それなりの評価を受けているのに給料はあがらない。がんばる、がんばっているんだという気持ちがかたくなります。育児休業など勝手に取りたいから取っているんだという考えは、本当に子供を産めないと思います。(30代女性)

<配偶者暴力>

女性が男性に暴力をするケースもある。数は少ないのですが言葉による暴力というものについても考える必要があるのではないかと思っている。男女関係なく市民として何ができるかを問いかけることが必要だと感じている。(70代男性)

<女性の社会参画>

専業主婦は税も優遇され等、色々な意見はありますが、出産・育児中などの理由で専業主婦の方(若い世代)にも同じ様に言われ、男女平等・男女共同など重要だとは思いますが、次の世代を生み育てる女性の役割は、何にも変えようがありません。その女性として生まれた大切な生き方を忘れてるように思います。そして、一番重要な「生む」「育てる」を、市をはじめ、県で支えていく姿勢が最も重要だと思います。年収300~400万時代と言われるなかで、若い世代がどのように子を生み、育てていくのか、その環境作りが男女共同参画につながるのではと、考えます。(20代女性)

ボランティアや地域活動には女性が多くいらっしゃるように見受けますが、政治部門などには男性の姿しか見えないように見えます。富岡はこういった男女共同参画運動があつてとてもよいと思いますが、実際活動しているのはやはり男性のイメージもあります。今後、期待しています。(30代女性)

職場、社会等の中で女性の重要ポストが少ない気がするし、企業でもまだまだ意識が低い。また、女性自身の意識がそれ以上に低いのではないかと感じる。(私自身50歳を過ぎて全てのことにチャレンジしたいです。)出産、子育てのパワーをもっと自分自身に向けて欲しいと感じる。それには、やはり男性の(家庭での)協力が不可欠だと思います。男性にできること、女性にできること、たくさんあると思うので。(50代女性)

<市の施策>

教育費や生活費にお金がかかるので、女性が色々な社会的な活動に参加するゆとりがないのではないのでしょうか。自由な時間ができる時には、年齢が高くなってしまふ。女性が社会に進出するのはよいと思いますが、そのことより小さい子供達がさみしい思いをするのは良くないので、子供達の成長をサポートする方法を充実させて下さい。食育や地域の伝統料理を若い母親に積極的に教えるなど、子供の心を大切にす市の施策お願いしたいと思います。(50代女性)

女性が出産し仕事を続けるにあたり、保育園・学童保育の充実が最も大切な事と思います。安心して働けるよう、小学校の空き教室を利用し、地域のお年寄りの力を借りて、健全な子供を育てていきましょう。行政のリーダーシップを期待しています。(50代女性)

富岡市議に女性がゼロ、審議会等にも女性が少ないなど問題だ。また、市の職員にしても有能な女性の積極的な登用を希望する。女性が持つ能力を発揮できる様にするのは、配偶者の働き方を改善し(労働時間を短く)共に家事・育児ができるようにしたい。時間にゆとりがある団らんのある楽しい家庭から、良い子が育ち、少子化にも歯止めがかかり、教育の効率も良くなると考える。立派な青少年の育成が第一で、そのためには、父母による子育てで、良い家庭、それがよい地域、よい富岡市になっていく元だと考える。今回のアンケート結果の活用を期待しています。(60代女性)

上記「市民意識調査から自由意見抜粋」については、原文のまま掲載しています。

企業等訪問意識調査（平成20年7月実施）から意見抜粋

企業で働く女性

子育てをしながらの仕事は本当に大変です。子どもが長期、休むときは交代で会社を休んだり、祖母に預けたり、「そこまでして仕事へいくの？」と言われるますが、仕事をしていれば責任もあります。長く休んでも影響のない仕事では少し物足りない。色々と考え方はあると思いますが、仕事も育児も家事も男女問わず協力し合うべきだと考えています。

少子高齢化が叫ばれてから、多くの時間が経過しております。出産・育児・介護と三点セットが大きく肩にのしかかり参画に制限がかかる現況です。テーマは幅広く個々での条件が違うため多面的な面で参画はできるよう考えたいと思います。

女性の少ない職場なので、男性中心の考え方である（男性優位）今までは、結婚＝退職が多かった。産休を取りにくい。1人目の産休が取れたとしても、2人目の産休は取れるのか・・・取れると思うが雰囲気的に不安（1人目・2人目が間を空けずに生まれた場合）、子どもを産むのは女性であるので、やはり平等にはいかないと思うが、産休を取りやすい環境を作り、決め事等、会社内ではなく、きちんとした制度を浸透させてほしい。

女性が働くには本人の強い意思も大切ですし、周囲の人の協力や環境も大事です。育児休業明けから中学校卒業まではとても大変です。学校も色々行事もあるし、保育園、学童などの施設も見直してほしいと思います。あとは、会社のトップに立つ人たちの考え方も大切だと思います。

働く男性にもアンケート等、調査が必要だと思います。（複数人意見）

団 体

男女共同参画の学習の場に男性が参加していることが大変少ない。まずは男性諸氏に男女平等の学習機会を設けてもらうことが必要と切に感じます。

男女共同参画の間違った理解と認識をしている傾向がある。本来の女性・男性の持つ特性を生かし必ずしも男女平等の考え方による活動は取らざる必要はない。若年・中年層の人を中心とする研修の場を多くもつ。

例えば農業委員に女性もという意見がありますが、現段階では地域の人数が決まっているため、男性に対抗して立候補する人は稀でないかと思います。もっと気軽な気持ちで出られる方法はないものかと思います。

育児休暇はだいぶ利用してきているが、男性の利用がない。たとえば、1ヶ月でも男性が利用し、女性の行動を体験してもよい。

上記「企業等訪問意識調査から意見抜粋」については、原文のまま掲載しています。